

# 復興特区支援利子補給金（対象区域の重点化）

- 令和8年度以降は、浜通り地域等15市町村に限り、新規事業の認定を行う。  
なお、対象事業は、貸付合計額3億円以上の事業から変更なし。

## （令和3年度以降の対象区域）

復興推進計画等を作成できる区域の全域  
（3県86市町村）



対象となる区域  
（3県86市町村）

## （令和8年度以降の対象地域）

復興推進計画等を作成できる区域のうち  
福島県浜通り地域等15市町村



復興推進計画等を作成できる区域のうち  
利子補給金の支給対象となる地域  
（福島県15市町村）

※規制の特例及び復興整備計画については、  
令和8年度以降も引き続き3県86市町村が対象

## 復興特区支援利子補給金の要件の変更

～令和7年度	令和8年度以降																				
<p><b>【業種の中核性要件】</b> 応募の事業区分 第5号、第6号が対象</p> <p>&lt;要件A&gt;</p> <p>認定申請を行う特定地方公共団体におけるそれぞれの日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の占有率（新規事業所による増加分も含む）が上位5業種以内（製造業については上位10業種以内）であること（以下のア、イのいずれかでこの要件を満たすこと）</p> <p>ア. 売上高又は生産額</p> <p>イ. 従業員数（パート・アルバイトは含み、派遣社員を除く）</p>	<p>&lt;要件A&gt;</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>※従業員数（パート・アルバイトは含み、派遣社員を除く）の定義は、下記の新&lt;要件A&gt;、新&lt;要件B&gt;に引き続き適用</p>																				
<p><b>【事業者の中核性要件】</b> 応募の事業区分 第5号、第6号が対象</p> <p>&lt;要件B&gt;</p> <p>対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業員数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率が<u>おおむね1/6以上</u>であること</p>	<p>&lt;要件A&gt;</p> <p>対象業種の中における当該事業者の売上高又は従業員数（新規事業所による増加分及び既存事業所分）の占有率が<u>おおむね1/8以上</u>であること</p>																				
<p><b>【貸付合計額と新規雇用者数】</b> 応募の事業区分 第5号、第6号が対象</p> <p>&lt;要件C&gt;</p> <p>当該事業の実施により、法第4条第1項の政令で定める区域内において、下表に掲げる人数の新規雇用（事業実施後から事業実施前を差し引いた純増分の従業員数）を創出すること</p> <table border="1" data-bbox="208 1190 1077 1382"> <thead> <tr> <th>当該事業者への貸付合計額※</th> <th>新規雇用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以上</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>30億円以上</td> <td>30人以上</td> </tr> <tr> <td>50億円以上</td> <td>50人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利子補給の対象貸付額であって、当該事業に貸付けを行う金融機関が複数ある場合は、各金融機関による貸付額を合計したもの</p>	当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数	3億円以上	3人以上	10億円以上	10人以上	30億円以上	30人以上	50億円以上	50人以上	<p>&lt;要件B&gt; <b>内容変更なし</b></p> <p>当該事業の実施により、法第4条第1項の政令で定める区域内において、下表に掲げる人数の新規雇用（事業実施後から事業実施前を差し引いた純増分の従業員数）を創出すること</p> <table border="1" data-bbox="1205 1193 2060 1382"> <thead> <tr> <th>当該事業者への貸付合計額※</th> <th>新規雇用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以上</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>30億円以上</td> <td>30人以上</td> </tr> <tr> <td>50億円以上</td> <td>50人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利子補給の対象貸付額であって、当該事業に貸付けを行う金融機関が複数ある場合は、各金融機関による貸付額を合計したもの</p>	当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数	3億円以上	3人以上	10億円以上	10人以上	30億円以上	30人以上	50億円以上	50人以上
当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数																				
3億円以上	3人以上																				
10億円以上	10人以上																				
30億円以上	30人以上																				
50億円以上	50人以上																				
当該事業者への貸付合計額※	新規雇用者数																				
3億円以上	3人以上																				
10億円以上	10人以上																				
30億円以上	30人以上																				
50億円以上	50人以上																				

## 復興特区支援利子補給金の要件の変更

<p>【雇用創出要件】 応募の事業区分 第5号、第6号以外が対象</p> <p>&lt;要件D&gt;</p> <p>復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に関するもの</p> <p>なお、地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に該当せず、<b>雇用創出が少なく</b>、地元への経済波及効果が見込まれないなど、特定地方公共団体の復興への貢献が説明できない事業は対象となりません</p>	<p>&lt;要件C&gt; 要件の実質的は変更ではない文言修正</p> <p>復興推進計画の区域において、当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に関するもの</p> <p>なお、地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業に該当せず、<b>雇用創出及び</b>地元への経済波及効果<b>が見込まれない</b>など、特定地方公共団体の復興への貢献が説明できない事業は対象となりません</p>
<p>【設備投資の要件】 応募の事業区分 第5号、第6号以外が対象</p> <p>&lt;要件E&gt;</p> <p>① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う特定地方公共団体における要件Aの業種の設備投資平均額（直近3年以上の平均値）と同等以上と認められること</p> <p>② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資※であって、事業費が年間の減価償却費（直近3年以上の平均値）を超える設備投資であること（※：老朽化設備の更新投資等は対象となりません）</p>	<p>&lt;要件D&gt; <b>内容変更なし</b></p> <p>① 当該事業の事業費の規模が認定申請を行う特定地方公共団体における要件Aの業種の設備投資平均額（直近3年以上の平均値）と同等以上と認められること</p> <p>② 当該事業者にとって新たな生産目的等を達成するための設備投資※であって、事業費が年間の減価償却費（直近3年以上の平均値）を超える設備投資であること（※：老朽化設備の更新投資等は対象となりません）</p>

表 規則第2条に規定された事業及び要件（令和8年度以降）

区 分	事業内容	要 件
第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	C, D ※2
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業	
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	A, B ※1
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	C, D ※2
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業	
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	

※1 令和7年度までは要件A、B、C 旧A要件の削除によって一つずつずれて  
B、C→A、Bとする

※2 令和7年度までは要件D、E 旧A要件の削除によって一つずつずれて  
D、E→C、Dとする

# 復興特区支援利子補給金 要件の変更について

## 令和8年度以降より、下記の要件は削除（順位関係なく応募可）

要件A 日本標準産業分類の大分類に占める対象業種（中分類）の順位  
卸売業・小売業の売上高の場合（例）

項目	現状 (百万円)	増加分※ (百万円)	合計 (百万円)
A市における卸売業、小売業の売上高	190,000 百万円	10,000 百万円	200,000 百万円
A市における <b>飲食料品卸売業</b> の売上高	10,000 百万円		20,000 百万円
中分類の順位	-	-	第5位

※ 増加分は事業開始してある一定の経過(半年～1年)

A市内での卸売業・小売業内の売上高の順位表（例）

卸売業・小売業内の順位	卸売業・小売の中分類名	売上高(百万円)
1	機械器具卸売業	50,000
2	繊維・衣服等卸売業	30,000
3	飲食料品小売業	25,000
4	各種商品小売業	25,000
5	飲食料品卸売業	20,000
6	織物・衣服・身の回り品小売業	10,000

5位以内  
なので  
A要件を満たす

## 令和8年度以降より、下記の要件を変更

要件B 対象業種の中における事業者の占有率

$$\text{占有率} = \frac{\text{応募する事業者の売上高or従業員数※}}{\text{自治体内の応募する対象業種(中分類)の売上高or従業員数※}}$$

※ 売上高or従業員数は事業開始後の増加分を含める

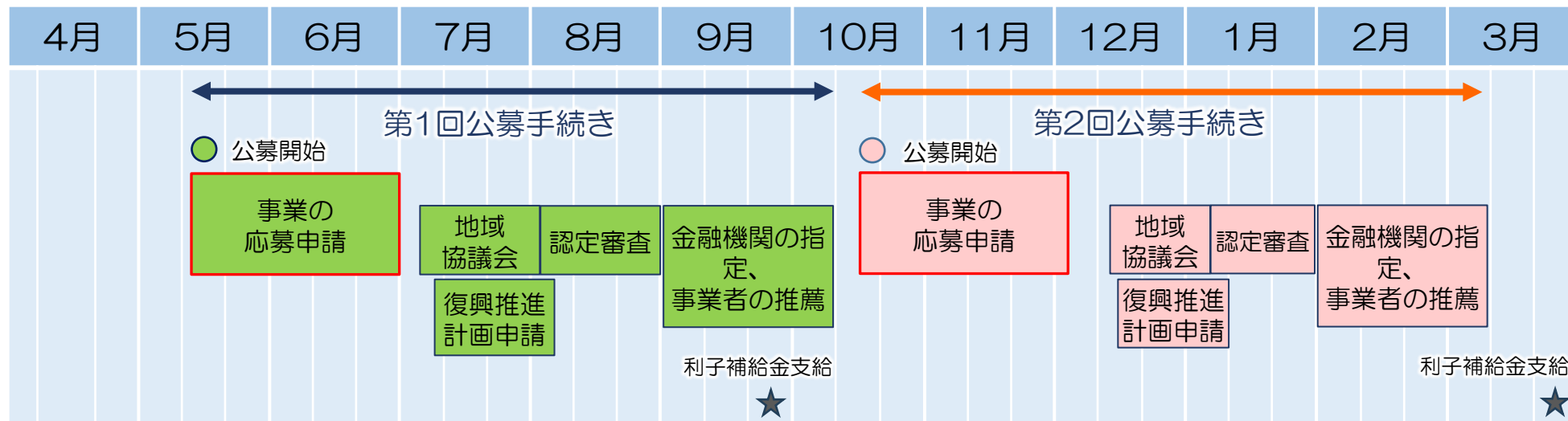
項目	現状 (百万円)	増加分※ (百万円)	合計 (百万円)
A市における株式会社B社の売上高	5,000百万円	10,000百万円	① 15,000百万円
貸付けの対象となる事業における売上高	0百万円		② 10,000百万円
A市における <b>飲食料品卸売業</b> の売上高	10,000百万円	-	③ 20,000百万円
事業後のA市の飲食料品卸売業に占めるB社の割合	-		②/③ <b>50%</b>

※ 増加分は事業開始してある一定の経過(半年～1年)

令和8年度以降より、上記の要件（占有率）は  
おおむね1/6(16.7%) → おおむね1/8(12.5%)へ緩和

50% > 1/6(16.7%)なので  
B要件を満たす

# 令和8年度 復興特区支援利子補給金スケジュール



## 応募申請期間

第1回: 令和8年 5月中旬 から 同年 6月下旬まで  
 第2回: 令和8年 10月中旬 から 同年 12月上旬まで

※ 応募申請期間は昨年度まで約1ヶ月としていたが、今年度から約1ヶ月半程度に延長し、余裕を持って申請出来るように改正

## 復興推進計画の認定申請(申請者:特定地方公共団体の長)

第1回応募分: 令和8年8月上旬まで  
 第2回応募分: 令和9年1月上旬まで

※法第13条に規定する復興推進協議会における協議を経て申請、書面開催、テレビ会議可

## 対象事業者の推薦申請(申請者:事業者)

第1回応募分: 令和8年9月中旬まで  
 第2回応募分: 令和9年2月中旬まで

※特定地方公共団体の長による対象事業者確認書の添付が必要